

第276回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第276回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成25年 9 月 4 日（水） 17:28～19:36

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 防衛省施設管理業務（市ヶ谷地区、三宿地区）（防衛省）
- 関東地方整備局（本局）の施設管理業務（国土交通省）
- さいたま新都心合同庁舎 1 号館の管理・運營業務（財務省）

2. 事業評価（案）等の審議

- 中小企業大学校における企業向け経営管理者研修等及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務（（独）中小企業基盤整備機構）

3. その他

<出席者>

（委員）

稲生主査、石村専門委員、古笛専門委員、清水専門委員、小松専門委員

（防衛省）

大臣官房企画評価課 根本防衛部員、山本調整係長
経理装備局会計課庁舎管理室 菊池施設管理班長
自衛隊中央病院総務部管理課 堂満施設班長

（国土交通省）

関東地方整備局総務部総務課 神谷課長、大工保課長補佐

（財務省）

関東財務局総務部 藤田会計課長補佐、岩田合同庁舎管理官、石井合同庁舎管理係長

（（独）中小企業基盤整備機構）

経営基盤支援部 岩木部長、大森審議役、伊藤審議役

経営基盤支援部 大学校運営支援室 山中室長
総務部 村松次長

(事務局)

後藤参事官、金子参事官

○稲生主査 それでは、ただいまから第276回「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、防衛省の「市ヶ谷地区及び三宿地区の施設管理業務」、国土交通省の「関東地方整備局（本局）の施設管理業務」及び財務省の「さいたま新都心合同庁舎1号館の管理・運營業務」の実施要項（案）につきまして、また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「中小企業大学校における企業向け経営管理者研修等及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務」の事業評価（案）等についての審議を行わせていただきます。

初めに、防衛省の「市ヶ谷地区及び三宿地区の施設管理業務」の実施要項（案）につきまして、審議を行いたいと存じます。

本日は、防衛省大臣官房企画評価課の根本防衛部員に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○根本防衛部員 防衛省大臣官房企画評価課の根本と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですけれども、6月14日に閣議決定された公共サービス改革基本方針において、引き続き民間競争入札の対象として選定されました「防衛省市ヶ谷地区及び三宿地区の施設管理業務」に係る実施要項（案）について説明させていただきます。

両地区の実施要項（案）というのは、主要な部分はあまり変わりはありませんので、それらを取りまとめて、お手元に「防衛省市ヶ谷地区及び三宿地区の施設管理業務における民間競争入札実施要項について」という説明資料を用意させていただきましたので、そちらに従いまして、御説明させていただきたいと思ひます。

表紙をめくっていただきますと、目次を用意させていただいております。

こちらは基本的に実施要項（案）に記載させていただいている順に従って構成させていただきます。

1 ページ、「1 対象公共サービスの内容及び質」の「対象施設」の部分から説明させていただきます。

今回は、地図にお示しさせていただいたとおり、防衛省市ヶ谷地区と三宿地区の実施要項についての御説明になります。

まず、市ヶ谷地区でございますけれども、防衛省の内部部局あるいは統合幕僚監部、陸海空の各幕僚監部などの防衛省の中核組織が所在しておりまして、防衛省・自衛隊に関する企画立案、あるいは各部隊の指揮統制などの業務が行われております。いわゆる役所的な施設というものと、自衛隊の司令部的な機能を有する施設があわさったものになります。

次に、三宿地区でございますけれども、こちらには自衛隊中央病院あるいは陸上自衛隊の衛生学校が所在しておりまして、医療行為あるいは医療教育が行われております。技術研究本部の電子装備研究所というものも所在しておりまして、こちらでは技術的な研究が行われるような施設もございます。

2 ページをお願いいたします。

今回、委託することになる業務内容といたしましては、両地区ともに、基本的には現在、民間競争入札の対象として、包括的に委託をしている業務内容を踏襲した形になってございます。

具体的に説明していきますと、まず市ヶ谷地区については、建築設備の点検保守業務として、車両進入防止装置や自動門扉などの点検保守や鉄塔の調査といった業務を実施していただくこととなります。

三宿地区については、病院施設の維持管理などの業務として、防災設備や消火設備などの通常のビルに設置されているような設備のみならず、院内呼出設備などの病院特有の設備や病院受付業務なども実施していただくこととなります。

表を見ていただくとわかるように、詳細は極めて多岐にわたるので、説明上、割愛させていただきますけれども、その他、建築設備以外にも電気設備や機械設備、監視制御設備の点検保守業務や運転・監視業務、各種設備の見回りといった日常的な点検業務、清掃業務や植栽業務、廃棄物の監理などの業務、環境保全業務、警備業務、受付業務など、両地区の施設を運営していくのに必要な業務のうち、民間企業に実施させても支障がない業務について、一括して業務を委託することになってございます。

3ページをお願いいたします。

今回の実施要項においては、統括管理業務という業務の内容を明確に定めさせていただくこととしました。具体的には、統括管理業務は施設管理業務を円滑に実施するための業務と位置づけまして、その中核たる統括管理責任者を必ず選出していただくこととなります。

なお、この統括管理責任者の選出義務は、現行の事業の実施要項でも明記されてございます。あるいは選出条件などについても定めを設けておりましたが、それに加えて、施設管理業務に関する高度な知見を有するものという条件を加えさせていただきました。いずれにしても、これだけの種類の業務を取りまとめて管理できるものである必要があることから、ある意味、当然の要件であると認識してございます。

副統括管理責任者については、現行事業の実施状況を勘案いたしまして、市ヶ谷地区については3名を基準として選出義務を設けております。他方で、三宿地区については、選出義務を課さないことといたしました。さらに、現行事業の実施要項においては、共同体で参加する場合、副統括管理責任者は統括管理責任者を選出した企業、要するに代表企業から選出することとしておりましたが、共同体を構成するグループ企業からも選出できるように条件を緩和いたしております。これによりまして、副統括管理責任者と業務責任者との兼務というものが容易になるものと考えております。

統括管理業務の実施時間であるとか、あるいは各地区への常駐義務についても明記することといたしました。

4ページをお願いいたします。

次に、サービスの質の設定につきましては、基本的に現行事業の実施要項を踏襲いたし

ております。ただし、環境への配慮については、両地区が東京都の環境確保条例により課せられている温室効果ガスの排出量削減義務を達成できるよう協力するように変更いたしております。

また、今後、それ以外の温室効果ガスの排出量削減義務が課せられるような場合も想定されますので、それに対しても協力していただけるような条件もつけさせていただきます。

ただし、いずれも協力義務であって、民間事業者に削減義務を課しているものではないので、誤解のないようお願いいたします。

5 ページをお願いいたします。

基本的に、このページに記載されている内容につきましては、現行事業の実施要項と変更はございません。

まず、確保すべき水準につきましては、従来の実施方法と同水準であること。法令に反しない限り、民間事業者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上に努めていただくこととしております。

業務の実施状況を勘案の上、委託費を月ごとに支払うことといたしております。

さらに、業務を実施している中で仮に何か問題が発生した場合には、まずは業務改善計画というものを提出していただき、その中身を確認した上で問題がなければ、その計画に基づいて業務を実施していただいた上で委託費を支払うことにいたしております。

モニタリング方法につきましても、サービスの質の設定のところで要求させていただいている品質の維持であるとか、環境への配慮あるいは安全性の確保につきまして、報告書あるいは目視等で確認することとしておりまして、個別業務の質につきましても同様の方法で確認することとしております。

6 ページをお願いいたします。

実施期間につきましては、来年の4月1日から始めまして、平成29年3月31日までの3年間の予定としてございます。

入札参加資格につきましては、基本的に実施要項指針に示されている条件を基本として、両地区の業務に必要な条件を追加で設定させていただいております。なお、両地区における施設管理業務というのは、我が国の安全保障にもかかわるものであることから、従事者には日本国籍を求めてございます。これにつきましても、現行事業と同様でございます。

三宿地区につきましては、病院の施設管理を行うこととなりますので、ISO9001の認証であるとか、医療法の施行規則に基づく基準などを満たしていることを条件として追加させていただきます。

基本的に現行事業の条件との変更はございません。

スケジュールにつきましては、現行事業は、当時の11月に入札公告をしたのですけれども、事業を実施している中で、事業を実施されている方からいろいろヒアリングとかをした結果、準備期間をより確保してあげた方が入札参加者が増えるだろうという観点がございます。

いましたので、目標としては、10月に入札公告をさせていただきたいと考えてございます。

その後、入札書類の提出とかいろいろあるのですけれども、それ以降のスケジュールについては変更しておりませんので、入札等に関する質疑であるとか、防衛省の業務を実施するに当たっての準備に関する業者側の準備期間を多くとってあげることにしております。

7ページをお願いいたします。

落札者の決定の方法につきましては、現行の事業と同様ですが、総合評価落札方式（除算方式）によることを予定してございます。

その評価については、地区ごとに設置した委員会で評価を行いまして、その客観性を確保するために、さらに部外有識者の意見を聞くこととしてございます。

配点につきましては、地区ごとにそれぞれ重視するポイントが異なりますので、表のような形でお示しさせていただきましたけれども、そのような配分で設定させていただいております。基本的に現行事業と同じ配点でございます。当然、事業内容がほとんど変わらないので、そのように設定させていただいております。

8ページをお願いいたします。

従来の実施状況に関する情報開示といたしましては、従来を経費として、市ヶ谷地区は各年度大体23億円前後かかってございます。三宿地区につきましては4億円前後を要しているということを情報として開示させていただいております。

あるいはそれ以外の業務については職員でやっているのではなくて、全て外注しているということで、国の職員が実施している部分がないこともお示しさせていただいております。

実施に当たっては、施設として中央監視室や防災センターなどの施設を使用していること。目標達成の程度としては、先ほど御説明さし上げたとおり、業務の中断回数や設備等の停止回数、人身・物損事故、業務従事者の事故などが発生しないことを指標としていることなどを示させていただきました。

使用させることができる施設、設備等につきましては、先ほどお話しいたしましたけれども、中央監視室や防災センターなどを使用してよいということ。設備等としては、そこに設置されている机や椅子、あるいは水中ポンプや工具、無線などといった装置などについても無償で使用できることとなってございます。

それから、必要最小限の機器、設備を持ち込むこともできることになっております。

9ページをお願いいたします。

民間事業者が国に対して報告すべき事項等につきましては、当然のことではあるのですが、業務計画書あるいは報告書によって書面で報告しなければならないということであるとか、あるいは業務の実施状況に関する防衛省による調査への協力が必要であるということとか、問題が生じた場合には防衛省から必要な措置を求められること、あるいは情報等の漏えい禁止などの事項を細かく規定させていただいております。

損害賠償につきましても、民間事業者が第三者に損害を与えた場合の責任として規定を

させていただいております。

10ページをお願いいたします。

対象公共サービスの評価についてでございますけれども、この実施要項による施設管理業務が終了する予定の1年前の時点として、平成28年3月における業務の実施状況を調査することとしております。

その他、必要な事項といたしまして、監督及び検査の状況の監理委員会への報告や公共サービス改革法第26条及び第27条に基づく報告徴収等を行った場合の監理委員会への通知、刑法等の罰則などの適用については、みなし公務員規定が適用されるということ、あるいは会計検査院の実地検査というものを直接受ける可能性があるということなどを記載してございます。

11ページをお願いいたします。最後です。

参考までに、今回定めようとしている実施要項案の主な変更内容をまとめさせていただいております。本当に大きなものです。

市ヶ谷地区につきましては、統括管理責任者及び副統括管理責任者の常駐義務、あるいは副統括管理責任者の配置人数というものを明示することといたしました。それから、副統括管理責任者の選定条件というものを緩和してございます。

なお、実施要項とあまり関係ないのですが、現行事業で入札参加者が1者であったことから、その実施状況を報告した際に、監理委員会の方から競争性の向上に努める必要があるという評価がなされておりましたので、これに関しましては、実施要項とは別に、次期事業の存在等について可能な限り業者に周知を図るなどの活動を現在実施してございます。

次に、三宿地区につきましては、現行事業において、こちらも入札参加者が1者であったということから、同様に競争性の向上に努める必要があるという評価がなされておりましたので、このため入札公告の時期を現行事業の11月よりも1カ月早めて10月とすることで、業者の入札検討のための準備期間を確保するとともに、入札条件を一部、業務の質の低下につながらない範囲で緩和させていただいております。

私からの全体的な説明は、以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御質問・御意見のある委員の皆様は御発言をお願いいたします。

いろいろ御工夫をされて、1者応札の防止はもちろんですけれども、明示すべきところは明示したり、前回のもを受けて、そういう形でいろいろ改善されているのかという全体的な印象を持っています。

先に、2、3確認だけでございますけれども、基本的には市ヶ谷地区と三宿地区ということで、資料A-3で比較表のように書いていらっしゃるのですが、ただ業務の中身は、同じ管理業務でも大分質が違いますので、それに応じた違いがいろいろ出ているというこ

と。それが最終的に落札者の決定方法の配点とかにもあらわれているという理解をしておるのですけれども、例えば先ほど御説明がありました資料A-3の2ページ目の中ほどに監視制御設備点検保守業務等のものがありますが、これはやはり市ヶ谷特有の戦略的な施設だろうと思いますので、三宿とは随分違うということで、あったり、なかつたり、有無になってあらわれているということであるとか、あるいは次の統括管理業務につきましても、副統括管理責任者の選出義務の有無が違いになってあらわれているとか、このようなところにいろいろ出ているのかと思いますけれども、そういうことでよろしいわけですね。業務の性質が施設の中身によって大分変わっているということでしょうか。

○根本防衛部員 現在実施している事業の中で、要るところと要らないところというのを取捨選択した結果がこういう形になってございます。

○稲生主査 なるほど。

点数のところなのですけれども、7ページの落札者の決定方法のところ、変な言い方ですが、三宿地区は随分半端な評価点数になっていまして、これは、要はいろいろ必須項目については250でそろえておられて、加点項目のことについては、先ほどから申し上げている業務内容というのでしょうか、これの違いがあつて、点数的にも若干市ヶ谷地区との違いが入り繰りで出ている。合計したら、たまたまこういう形で700点と655点ということで、差になってあらわれたという理解でいいわけですね。

○根本防衛部員 基本的には、そういう理解で結構です。

○稲生主査 わかりました。

私からは、大きな質問としては以上でございますが、先生方はいかがでしょう。

お願いします。

○古笛専門委員 少し小さいことなのですけれども、三宿地区の病院ですが、病床数はどのくらいあるのですか。

○堂満施設班長 現在、500床になります。

○古笛専門委員 入札条件としまして少し緩和はされているのですけれども、病院施設、病床300床以上の清掃委託業務の受注実績があるということを求められているのですが、病院施設で病床300床以上ということであれば、そんなに参入に障壁にはならない数とお伺いしてよろしいのでしょうか。

○堂満施設班長 そうですね。

○根本防衛部員 すみません、失礼します。

今回条件として、以前は国の病院で300床以上という条件を設定させていただいていたところなのですけれども、それを「国の」を外しまして「民間の病院でもよい」ということになってございますので、民間の病院でも大きいところはいっぱいございますから、そういう意味では、ある意味、入札参加がしやすいような状況緩和。ただし、質の低下にもつながらない変更と認識してございます。

○小松専門委員 ここで「過去3年間継続して」という条件がついていますが、継続とい

うのが、そういう契約をしているところだといいいのですけれども、場合によっては、1年ごとに変えるみたいな契約をしているところも結構あるのではないかと思いますので、この辺は要件として厳し過ぎないかとちらっと思ったのですが、どうでしょうか。

○堂満施設班長 医療法の施行規則によりまして、病院が清掃を部外委託する際に、医療機関での清掃業務に3年以上の経験を有するということが定められているということで、3年間というのは外すことができないということです。

あと、参考として、類似施設の病院としまして、国立大学法人の東京大学では3年とか、そういった同様の病院施設としまして、条件を参考としております。

○小松専門委員 3年間の経験といえば、かなり持っている方は多いと思うのだけれども、「継続して」とついてくると、連続して3年間の契約であれば全く問題ないですが、先ほど申し上げたように、毎年入札になると、場合によっては1年交替でやっているとか、継続して取れた経験があるとなると、少し幅が狭くなるような気がするのですけれども、そこは通常、私は病院の清掃業務の契約の実態というのはよくわかりませんが、おおむね継続して契約しているケースが多いと判断されているのでしょうか。よその状況はわからないかもしれませんが。

これはやってみないとわからないとは思いますが、継続して取れるということがもしかすると、競争の激しい世界ですから、場合によってはきついということになるのかもしれないと危惧をしているところです。

実態がよくわかりませんので、これ以上、何とも申し上げようがないのですけれどもね。

○稲生主査 先ほど法律の規定とおっしゃいましたか。それに3年の経験みたいなものが必要だというのは書いてあるというのは、継続しなくてはいけないというふうに書いてあるのですか。法律上、そういうわけではなくて、過去に3年以上の経験があるかどうかという問われ方ですか。

○堂満施設班長 3年以上の経験を有するものがその業務につくということです。

○稲生主査 必ずしも「継続」とは書いていないということですか。

○堂満施設班長 はい。

○加納管理課長 補足させていただきます。

都の福祉保健局の指導で、3年間継続してやるということで書かれておりますので、そういった指導が入っておりますので、そういった点であります。

○稲生主査 わかりました。

どうぞ。

○石村専門委員 1点だけ。

資料A-3の6ページ目の入札参加資格の中で、施設管理業務の従事する者については日本国籍を有していることとということがあるのですけれども、会社の株主とか、あるいは代表者の国籍は別に問題にしないということなのでしょう。

○根本防衛部員 当然、そこは実際に働く人が日本国籍を有していなければいけないとい

う条件でございます。

○石村専門委員 ということは、会社自体は、別に出資の関係とか、あるいは代表者は外国人でも資格要件とはしていないということによろしいのですか。

○根本防衛部員 その縛りをかけているわけではございません。

○石村専門委員 いろいろ考え方はあると思うのですけれども、一般的に証券市場で、例えば中国の企業がアメリカに実質的に上場するということが行われていると、十分承知していらっしゃると思うのですが、というのは、アメリカの技術はあるけれども、資金に窮している会社を買収して、その子会社を設立して、そちらに実質的には移して、事実上の上場を果たすという形をする。

特に市ヶ谷地区なのですけれども、素人的には非常に重要な地区なのではないかと考えてはいるのですが、その辺もセキュリティでちゃんとチェックするので、実際に従事する人をチェックすることによって、その辺はガードするという考え方なのでしょうか。

○根本防衛部員 基本的には、委託している業務につきましては、保全上、問題ない部分の業務というものをやっていただくということになってございますので、そういう観点から。あるいは外国籍の方だと、何らかの形で何か盗み見ようだとか、保全上の問題というのを引き起こす可能性があるという観点から、働く人にはさらに念のために日本国籍を有することという条件を設けさせていただいているところでございます。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○稲生主査 そのほか、よろしいでしょうか。

清水先生、よろしいでしょうか。

○清水専門委員 大丈夫です。

○稲生主査 それでは、時間となりましたので、防衛省の「市ヶ谷地区及び三宿地区の施設管理業務」の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきたいと思えます。

事務局から何か確認すべき事柄はございますか。

○事務局 それでは、本実施要項（案）を公表いたしまして、意見募集の実施等に入らせていただくということによろしいでしょうか。

○稲生主査 結構だと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○稲生主査 結構です。

○事務局 ありがとうございます。

○稲生主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で議了する方向で調整を進めさせていただきたいと思えます。

防衛省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいた

します。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事柄や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

(防衛省退室、国土交通省入室)

○稲生主査 続きまして、国土交通省「関東地方整備局（本局）の施設管理業務」の実施要項（案）につきまして、審議を行います。

本日は、国土交通省関東地方整備局総務部総務課の神谷課長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等につきまして、御説明をお願いしたいと存じます。

説明は15分程度でお願いいたします。

○神谷課長 国土交通省関東地方整備局の神谷でございます。

本日は、国土交通省関東地方整備局が管理庁となっております、さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟の施設管理・運營業務につきまして、御審議をよろしくお願いいたします。

さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟の施設管理業務につきましては、これまで個別に単年度で発注してきた12業務につきまして、このたび包括し、3カ年国債ということで市場化テストとして実施することになりました。これから実施要項について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、文章に入る前に、資料B-2の586ページをご覧ください。

私どもの合同庁舎の位置なのですけれども、さいたま新都心駅、これは京浜東北線で東京から行きますと大宮から1つ手前にある駅でございます、こちらから大体徒歩7、8分のところに私ども各省庁の地方出先機関が入居している合同庁舎2号館がございます。

今回は、この2号館とその隣にあります検査棟、厚生棟、こちらには書いてございせんけれども、その3つの施設管理業務につきまして、御審議いただくことになっています。

587ページをご覧ください。

右下に凡例が書かれておりますけれども、赤い枠で囲ったところと、中央に水色で歩行者デッキの部分がありますが、この範囲が今回の業務の対象範囲ということでございます。

青い線で囲ったところが合同庁舎2号館でございます、この合同庁舎2号館の屋上にはヘリポートもございます。これは私たち整備局が防災拠点になっているということから、こういう形になっております。

右の方でございます検査棟でございますけれども、これは農林水産消費安全技術センターで、食品の検査、分析というものを行っている場所でございます。

厚生棟は、合同庁舎2号館の脇に1号館もございますけれども、こういう入居官署の福利厚生施設の場ということになっております。

それでは、資料B-2の実施要項につきまして、御説明させていただきます。

最初の頭書きの部分は省かせていただきます。

「1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項」でございます。

まず、施設の概要でございますけれども、施設の名称は先ほど申しましたとおりですので、省かせていただきます。

入居官署でございますけれども、7つほどございまして、国土交通省の関東地方整備局、警察庁の関東管区警察局、防衛省の北関東防衛局、法務省の東京矯正管区、農水省の関東農政局、法務省の関東地方更生保護委員会、独立行政法人農林水産消費安全技術センターです。

敷地面積でございますけれども、約2万3,000平米です。

庁舎ですが、合同庁舎2号館の構造は、地上26階、地下3階、搭屋2階。延べ面積で101,405平米。

検査棟でございますが、地上7階、地下3階、搭屋2階。延べ面積で32,800平米。

厚生棟でございますが、地上1階。延べ面積が937平米。

合計で約13万5,000平米という広さになっております。

管理運営業務の範囲は、先ほどの配置図で見ていただきました赤い線で書かれておりましたところでございますが、2号館と検査棟と厚生棟を含めた敷地内、構内ということでございまして、職員が大体2,500人、外来者数が一日平均で700人ということでございます。

今回の業務の対象外でございますけれども、2号館の施設の中には、飲食3軒、コンビニエンスストア、靴屋等々が入っているという状況でございます。

次に、対象業務の内容でございます。

まず、対象業務でございますけれども、1つ目といたしまして、機械電気設備運転管理業務です。これが合同庁舎2号館で一番重要なというか、それぞれ重要ですが、比較的重要度が高い仕事になっております。

受変電設備点検整備業務。

2号館のエレベータ等点検整備業務。

検査棟他エレベータ点検整備業務。

エレベータの点検整備業務が2つに分かれておりますけれども、③の方のエレベータは16基ということですが、コンピュータで制御しておりますので、そのグループがこういうふうに分かれている。その他のものが④の方のエレベータに入っているということでございまして、積算上、一緒にするのはなかなか難しいということで、分けているところでございます。

防災設備点検整備業務。これは消火器とかスプリンクラーというものの点検整備でございます。

通信設備等点検整備業務。

保安警備業務。

清掃業務。

緑地管理業務。私ども2号館の敷地内には植栽がかなり植わっておりまして、植栽の徒長による歩行者の安全確保とか、植栽の維持管理の妨げにならないように剪定を行うということでございます。

害虫・ねずみの防除業務。

入退館管理システム保守業務。これは今、国の機関はほとんどICゲートがあると思えますけれども、これの保守業務です。

これは珍しいかもしれませんが、ゴンドラ設備等点検業務。2号館に設置されていますゴンドラというのは非常に高い建築物ですので、外の壁面の点検とか、窓ガラスの清掃に使うということでございます。

7ページをお開きください。

受注者に求めます本件対象公共施設のサービスの質の設定でございます。

管理運営業務に関する包括的な質といたしまして、基本方針としては当たり前ですがけれども、2号館における業務の円滑な実施を可能とすること。これはどこの官署でも同じかと思えます。

①といたしまして、確実性の確保。

1)ですが、管理・運営業務の不備に起因して2号館等における執務及び営業の中断回数が0回。1回でも行ってはだめということでございます。

2)ですが、管理・運営業務の不備に起因する空調停止、停電、断水の発生回数が0回。これもだめということでございます。

②といたしまして、安全性の確保。

これも当該業務に起因して職員とか2号館を利用する全ての人に対してけが等を与えてはいけないということでございます。

③といたしまして、環境への配慮。

これは省エネ法、埼玉県環境保護条例というものを遵守いたしまして、本業務の遂行に当たりまして温室効果ガスの削減に努めること。ただし、利用者の業務に支障のないように配慮することということでございます。

関東地方整備局では、平成14年～16年度の温室効果ガス総排出量の平均を基準といたしまして、平成26年～28年度に平均で6%の削減を目標としていますので、これを守っていただくということでございます。

次に、各業務において確保すべき水準です。これは非常に細かくなっておりますので、別紙3～14、具体的には特記仕様書でございますが、こちらに開示している情報に定める内容を守っていただくということでございます。

創意工夫の発揮可能性でございますけれども、本業務を実施するに当たりましては、管理・運営業務の実施全般に対して民間競争入札に参加する者の創意工夫を反映し、管理・運営業務の質の確保に努めるものとします。

(1) ですが、管理・運營業務の実施全般に対する質の確保に関する提案をしていただくということでございまして、入札参加者は、別途定める業務実施の具体的な方法、これは企画書でございますけれども、企画書に従いまして、管理・運營業務の実施全般に係る質の確保の観点から取り組むべき事項等の提示・表明をしていただく。

(2) ですが、管理・運營業務のコスト削減に関する提案です。入札参加者は、コスト削減に関する提案につきまして、別途定める企画書に従いまして、それぞれ各業務の現行基準レベルの質が確保できる理由等を提示・表明していただく。

(3) ですが、共通仕様書・その他質の確保に関する具体的な提案です。共通仕様書に関する提案がある場合、その根拠等を提示して、表明していただくということでございます。

10ページをお開きください。

実施に関する事項でございます。当初、申しましたけれども、3年国債ということで、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの事項ということでございます。

「3. 入札参加資格に関する事項」でございます。

全部で12項目ありますけれども、主だったところを申し上げますと、(3)平成25・26・27年度の国土交通省競争参加資格の役務の提供等におきまして、A等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。

(7) 警備業法第4条に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること。警備業法第4条では、欠格要件がずらっと書かれておりますけれども、それに該当しないということが認定されているということでございます。

(8) 企画書において、業務の実施に必要な要件が満たされていることが確認できることということでございます。

(12) 入札説明書の交付、これは官報公示で表現しますが、それを直接受けた者であること。具体的に手渡しをして交付するというところでございます。

「4. 入札に参加する者の募集に関する事項」でございます。

①のスケジュールですが、記載のとおり、この小委員会、本委員会で御承認いただいて、当整備局の入札の委員会がありますけれども、そちらの方も全部無事に済めば、こういった形のスケジュールで手続をとっていくということでございます。

13ページでございます。

「5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」でございます。

落札業者の決定は、一般競争入札により行うということでございます。

また、入札参加資格の確認は、関東地方整備局に設置します「物品等調達契約審査委員会」において行うということでございます。

(1) 入札参加資格確認に当たっての質の評価事項の設定でございますが、入札参加資格を確認するための企画書の評価は、提出された企画書の内容が本業務の目的・趣旨に沿

って実行可能なものかどうか、また、提案の内容が具体的かつ効果的なものであるかについて行います。

審査の中で、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の1)～3)に示す事項全てを満たした場合は、業務の実施に必要な要件が満たされている企画書ということで、1つでも満たされていない場合には、入札参加資格を認めないということでございます。

1) は、業務に対する認識があるかどうか。

2) は、実施体制。こちらはきっちり体制が整われているかどうか。

3) は、管理・運営業務全般に係る業務に関する提案ということで、ここら辺のノウハウがどうかということでございます。

(2) 落札事業者決定にあたっての方法でございます。これは本実施要項3に規定する入札参加資格を全て満たした者につきまして、入札価格の最も低い者を落札予定事業者とするということで、実施要項3に規定する入札参加資格には、先ほど少し申し上げましたけれども、国土交通省の競争参加資格がAランクであるとか、警備業法4条の認定を受けているとか、先ほど御説明した内容でございます。

15ページでございます。

3) 落札事業者が決定したとき。これは法令等で決まっておりますので、氏名、落札金額、落札事業視野の決定理由、提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表いたします。

あとはいろいろございますけれども、大体契約に関する定型的な決まりというか、それに準じて設けたつもりでおりますし、時間の関係もありますので、省略させていただきます。

以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項(案)につきまして、御質問・御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。どうぞ。

○古笛専門委員 最低価格落札方式を採用されているということで、総合評価ではなくて、そのかわりに企画書のところで結構いろいろ縛りをかけて評価されるという方法でということですね。企画書のところで参加資格をクリアできれば、あとは大丈夫だろうという御判断ですね。

○神谷課長 はい。

○稲生主査 その意味で、評価されるときに、記述があるかどうかという単純な客観的な評価だけではなくて、ある程度、質まで中身を見まして、つまり、提案の中身があるものであるとか、例えば実施要項(案)でいうと14ページですか。入札参加資格を認めるかの判断をする項目がいろいろ書いてあって、1)業務に対する認識のイ)ですけれども、ポイント等が明確となっているとか、これでやはり判断というか、実質的な判断が入らな

いといけないわけです。

あとは、例えば2) 実施体制のア) 業務水準が維持される体制であるかとか、つまり、体制に関する記述があるかどうかではなくて、維持されるとそちらの委員会の方でまた自主的な判断がされる。つまり、客観的に記載があるかどうかということで、ばつと〇×をつけられるという感じではなくて、点数化はしないのだけれども、実質的に見ていて適切かどうかということで〇になるとか、×になるとかという判断をされるという理解でよろしいですか。

○神谷課長 そういうことですね。

全く箸にも棒にもかからないような提案、そういう危惧は少ないのかもしれませんが、自分のところで言うのも変ですけれども、仕様書を結構具体的に書いておりまして、これを理解して対応していただけるのところ、Aランクの会社が一応条件になっておりますので、ある程度は書いていただけるのではないかと考えております。

○稲生主査 やや細かいのですけれども、そうすると、維持される体制という、実質的にちゃんと書いてくださいよということは読めると思うのです。

イ)、ウ)、エ)も多分大丈夫だと思います。例えばエ)であれば「質の確保に寄与する資格・経験を有しているか」ですから、寄与するかどうかということで判断が入ると思います。

細かいのですけれども「3)のイ)本業務のコスト削減に関する提案がなされているか」というところです。もちろんそうではないとは思いますが、これは技術さえあればいいというように読めてしまうところがあって、ここは「コスト削減に資する提案」とかということで、若干書きかえた方がいいかと先ほど思ったのです。

○神谷課長 表現ですね。

○稲生主査 そうですね。

全体的に、最後は〇×で評価するのだけれども、実質的な中身のあるそういう提案をしてねというサインを送りたいのであれば、「資する提案」とか、多少細かいのですけれども、修正をお加えになった方がいいかと御検討いただければと思います。

○神谷課長 ありがとうございます。

○小松専門委員 今のことに関連するのですけれども、こういう提案書というのは、過去にまとめられたことはありますか。

○神谷課長 私どもは公共事業を発注している官庁ですので、基本的に総合評価というものは、工事では当たり前なのです。ただ、本件業務につきましては、毎年価格競争で実施してきているというのが実態でございます。

これは私どもの調査というのが、開設してから15年ぐらいたっている中で、実施していた業者に対して、毎年毎年質の向上とか、創意工夫による効果とか、コスト削減に関するもの、そういうものの報告を受けまして、いろいろ次の年度の仕様書に反映させていったりするわけなのです。ですので、結構今のものというのは、相当図られていると私たち

は自負しているのですけれども、そういうことで、差がつきにくい。

もちろん企画書を提案していただきますので、そこでの〇×くらいの評価というのはできるのですけれども、それを点数化してやるほど差がつきにくいのではないかと考えまして、価格競争ということで考えております。

○稲生主査 あえて言えば、今までずっと個別業務ごとにばらばらに発注されていたのを、今回、ある種初めて包括的に出されて御契約されるということですので、恐らく受注される側の体制づくりみたいなものは、実は仕様書に書き切れないほど、恐らく多種多様であるのかなと素人は思うのですが、逆に言うと、そこをあえて点数化しないで、〇×で評価されるということは、仮に包括化したといっても、例えば全体を統括するとか、方法、体制とか、組織の人数をどうするかとか、違いが出ないだろうなと最初から踏んでいらっしゃるという理解でよろしいですか。

○神谷課長 そういうことです。

○小松専門委員 あと、きょうは説明をされなかったのですけれども、592ページに「5. 管理・運營業務全般に係る業務に関する提案」があって、その最後に注3ということで「提案内容は、提出様式2に記載した過去の業務実績において実施され、その効果が認められたものであることとし」とかなり厳しいことを書いておられるように思うのです。実際に効果があったものだけ書きなさいということですね。だから、これからちょっとやってみて、もしかしたらうまくいくかもしれないという提案はだめという記述ですね。だから、物すごく厳しい縛りだと私は思うのですが、その辺はどうお考えですか。

○大工保課長補佐 確かに先生のおっしゃるとおり、ちょっと厳しいかなということはございますが、私どもも冒頭に話しましたように、職員数等が2,500人、来客が700人等を超えて、人の出入りが多いところでありまして、実質的には、先ほど申しましたように、さいたま新都心合同庁舎ということで、1号館、2号館、郵政庁舎があって、その出入りがあって、うちの庁舎でテストをされるというのが困るということが一番です。どうしても大きなビルでございますので、安全性と確実性が一番欲しいというのがうちを管理していく中で大事なものですから、試行は勘弁してほしいというところです。

○小松専門委員 逆に言いますと、そういうことを事前に経験してうまくいった事例というのは、本当にそんなにたくさんあるかということですね。これほどの規模のものを管理するという経験を踏んでいる会社というのは、そう多くはないはずですし、そこでうまくいったら、当然いろいろなところに波及しているはずですね。それはもう工夫の余地はないという評価にもなりかねなくて、ちょっと心配するのは、余りにも厳し過ぎて、ここで全部落ちてしまうということがもしかしたらあるのではないかとということをお慮りしているのです。

というのは、最後に「証拠を出せ」と書いてあるわけですよ。証拠を出せと言われたら、これは相当大変な話で、下手すると、言葉は悪いけれども、1者しかないとか、そこで1者に絞られてしまうということもあり得るのです。過去のいろいろな事例を見ている限り、

ある会社が非常にいろいろ実績を上げているということは共通して見られることがあるのですけれども、そうすると、そこにしかいかないともしかしたらなってしまうと、参画するところが1者応札になってしまうということになりはしないかという危惧を持っているのです。

だから、実験されるのは困るとおっしゃるけれども、失敗をさせないようにすればいいわけで、実験はしてみないとわからないし、それとやはり同じ条件のビルなんてそうないわけですから、それはどうしたって実験的要素は入ると思うのです。そんなに冒険ではないと思いますよ。それはいろいろな手法を組み合わせ、こうやってみればこうなるのではないかという予測のつく実験だとは思いますが、それと同じことを過去にやった事例というのは、そう多くはないだろうと思われるということなのです。

○神谷課長 これは提出様式2に記載したということで、業務としては3つということでございます。

592ページの注3)で記載している記載内容は「提出様式2に記載した過去の業務実績」ということなのですが。

○小松専門委員 だから、これは既にやっていないとだめですよということですね。過去にうまくいったということしか提案してはいけませんという条件づけになっているわけですね。そうすると、同じような条件の建物でやった経験がないと書けないということになりはしないかということなのです。

○神谷課長 「提出様式2に記載した過去の実績」ということでございますので、これは12業務全てを言っているのではなくて、機械電気設備運転管理業務、保安警備業務、清掃業務、この3つについてということなのです。それだけの実績ということで限定しています。

○小松専門委員 そうだとすると、提案の範囲が物すごく狭くなるような気もするのですが、とにかく実績がないと書けませんとおっしゃっているのは、すごく気になるのです。技術は日々進歩しますから、例えばこういう技術とこういう技術を組み合わせたら、もう少しこうなるのではないかという予測を専門の業者で進歩的なところは考えていると思うのです。それは許さないというふうに私には読めるので、ここまで書かなくてもいいのではないかということなのです。

○神谷課長 記載ぶりですかね。

○小松専門委員 だから、そこまで実績を求める必要はないのではないかというのが私の感想なのです。

○神谷課長 先ほど課長補佐から話しましたが、実験されるのは困るというのは、表現は別といたしまして、私どもの官署は、先ほど申しましたように防災拠点に指定されていて、警察もある、防衛もあるということで、非常時にいろいろな形で動かなくてははいけない。電気系統、通信系統というものが機能していないと大変になるようなことがあるわけです。それだけ安全性、確実性というのが、先ほど課長補佐が申し上げた言葉と同じになります

けれども、やはりそういうことを考えていくと、そういう実績というのは、正直必要ではないかと思えます。

○小松専門委員 逆に、それは提案内容を受ける側が判断されればいいのではないですか。こういう内容だったら、こういう状況にときには非常にまずいと。だから、この提案はだめだという評価になるならわかるのですけれども、とにかく実績がないとだめというのがちょっとずれているのではないかと、ずれているというのは失礼な言い方になってしまいますが、ちょっと違うのではないかと思うのです。

提案というのは、全て実績があるわけではないし、実績があるような提案だったら、恐らくそれはもう取り入れられていると私は考えるのですけれどもね。

しつこいようですけれども、ここのところは少し厳し過ぎると私は思っております。御判断はそちらにお任せするしかないのですが、この縛りが厳しくなり過ぎないかという、逆に言うと、応札する方を絞ってしまうということになるのではないかということに危惧しているということです。

○神谷課長 私どもも応札する会社が少なくなることを望んでいるわけではございませんので、もし先生方皆様がそういうお考えということでしたら、ちょっと検討させていただきます。

○大工保課長補佐 そこは、そのために今日は教わりに来ているところもございまして。

○神谷課長 私どもは、やはり自分たちの官署を守るという形の意識が強くなってしまいますので、こういう表現になってしまったのかもしれないけれども。

○稲生主査 そうですね。

いずれにしても、せっかく包括化して、たくさんの業者がグループをつくって、応札いただくという、その参入障壁をできるだけ低くして、競争できるようにということで、今回、今、議論になっておりました提案に係る実績要件の話と、民間競争入札で10万平米以上の建物における業務経験があることということになっていまして、この両者を組み合わせると相当応募される方が限られてしまうのではないかということに我々は懸念しているところもあります。ですから、この10万平米以上は、恐らくいろいろな考え方があるとは思いますが、ただ、関東地方において、たまたま事務局からのデータがあるのですが、官公庁関連で言うと7棟ぐらいしかないというデータもできておまして、そうすると、10万平米以上ないと、今回、重要な拠点施設になりますので、管理を任せるのは不安である。ある種、仕方がないかなと思いつつも、これは相当きつい制限だなということもありまして、加えて、提案に関する実績要件についても、ここで勝負をかけようかと業者が思っても、実は実績も確認できなければいけない。その上で様式に書き込まないといけないとなると、ほとんど書くことがなくなってしまって、事実上、仕様発注みたいな感じになってしまいかねなくて、何かもったいないなという感じもするのです。

○神谷課長 12業務ありますけれども、10万平米の要件をかけているのは、機械設備のところだけです。

それと、私どももその実績としては、民間ビルも対象に入れていきますので、そう考えると、もう少し数は出てくるのかと期待するのです。

○稲生主査 やって見ないと応募が何社来るかわかりにくいところでは、今の段階では何とも言えないのですけれどもね。

いずれにしても、建物の面積の話は別としましても、提案に係る実績のところをもし検討可能であれば、中でもう一度もんでいただいて、事務局と調整をいただければと思います。

○事務局 最終の原稿になる直前まで、今、お話しいただきました様式5の注3なのですけれども「提案内容は」の次に「原則は」ということで、思いはこうなのだけれども、必ずしもそれだけでないとだめではないという趣旨も少し入っていたと思いますので、それを付加するかどうかを含めて、御検討させていただければと思います。

○稲生主査 よろしくお願ひします。

あとはパブリックコメントでいろいろ御意見を聞いていただくという段階もありますから、いろいろ御工夫されるとよろしいのではないかと考えています。

もう一点なのですけれども、スケジュールに関しまして、これもいろいろ御省の今までのやり方があるかもしれないのですが、入札説明会は行わないというように伺ったのですが。

○神谷課長 現場説明会は実施いたします。

○事務局 現場説明というか、入札資料の説明です。

○稲生主査 2段階で行う場合も結構多くて、そういう意味では、談合とかそういうものの危険があるのだということで、なるべく業者が会うような、そういう機会は減らしたいという御配慮かと。

○大工保課長補佐 どうしても国交省なものですから、そこは談合がびびっと来る場所もあるものですから、どうしても業界柄、集まった段階で誰々というのがわかってしまいますので、うちの方でも、それで現場説明会も廃止している状況です。

○神谷課長 そういうものも含めまして、現説も当初は考えておったのですけれども、やり方によっては。

○大工保課長補佐 これこそ本当に工夫しなければいけないのかということで、現地を見てなんぼという世界もございますので、そこは事務局の方からぜひということで。

○小松専門委員 そうすると、私は建築なもので、談合を心配されるのはすごくよくわかるのですけれども、建設工事と違って、こういうメンテナンスの場合は、元請け、下請けという従属関係ではないイコールパートナーの集まりになる可能性が高いのです。そうすると、誰かと誰かが談合しようとしても、パートナーになるところがいろいろまた文句を言ったら変ですけれども、そういうことに従うかどうかというのは、非常にわかりにくいというか、読めないというか、いい方向に読めないという意味ですけれども、感じがあると思うのです。ですから、余り心配されると大変ではないかと私は思うのです。

○大工保課長補佐 それはどうしても体が、こういうところだとどうしてもびくびくとするものですから、現場説明のときに聞くということです。

○小松専門委員 恐らく最初からグループを組んでくるところもあるだろうし、そうではなくて、入札の説明ぐらいから聞いた段階でグループ探しを始めるところとか、いろいろなパターンがあると思うのですけれども、そうなると、逆に説明会をしないと、業者としては判断しかねるみたいなのところがもしかしてあったとすると、これはまた応募するところが減ってしまう方向に働きはしないかということは、ちょっと気にはなるのです。

ある意味で結構複雑な話なので、仕様書があるから、そのとおりにやればいいということだとは思いますが、新規に入ってこようというところがあるとしたら、やはり話を聞きたいというのはあるだろうと思うのです。

これも最終的にはそちらの御判断になるかとは思っています。

○神谷課長 質疑応答の期間というのは設けておりますし、比較的総合評価と比べたら、価格競争の場合には、札の入れ方がどうというのはあれですが、入札説明書についての質問の部分は少ないのかなという気もするのですけれども。

○小松専門委員 いろいろ拝見していると、それぞれ微妙に違うところがあるのです。同じ官庁の国の仕事といっても、省庁の違いによって微妙に違ったり、いろいろなところがあったりして、こういうところに応募されている方は、あそこはこうだったけれども、ここはどうかなとか、そういう話も恐らく持っておられるのではないかと思うのです。だから、その辺が場合によっては、ちゃんと直接聞きたいとか、そういうことがあるのかなという思いも少しあって、逆にベテランの企業であればあるほど、微妙な差異というのを非常に気にされるかもしれないので、そういう意味で、いたずらに談合排除というよりは、むしろ業者に対して少し丁寧の説明の方がいいのかなとは思っています。

○大工保課長補佐 実は、585-1 ページで簡単に言いますと、今回はお値段がわかっていますね。これが例えば値段が出ていなく、予定価格がわからないのであれば、説明しなければいけないかとは思いますが、今、小松先生が申しましたように、こういう方たちというのは、このビルは大体何億で維持管理できるなという目を持ったかなりの方いらっしゃると思います。となると、逆算であれば思っていたもので、うちの方とすれば。

○小松専門委員 私、ちょっと失礼な言い方をすると、新築工事の発注の仕方をそのまま踏襲されているような気がしてしょうがないのですよ。だけれども、これは新築工事とかなり違う性質の業務なので、そこは少しお考えいただいた方がいいのかなと私は思いますけれどもね。

余り言っていると長くなるので、もうやめます。

○稲生主査 ですから、いろいろと考え方はあると思いますし、事務局とのやりとりはしているとは思いますが、一応我々もさまざまな管理案件を見ていて、やはり説明会を多くしてあげて、なるべく多くの業者に参加いただいて、それでグループを組めると

ころは組んで応募していただきというような、ですから、なるべく機会をふやして、考え方を御説明いただいて、どのような方法で参加されるか。そこがあって、初めて競争が起こってくるのではないかと考えています。

ですので、結論ありきとおっしゃるかもしれませんが、いま一度、御検討ぐらいはいただければありがたいと思っていますので、最終的な御判断はお願いせざるを得ない部分はあると思いますが、こういったところで入札説明会をもう一回するとか、そういうことであれば、全体の枠組みには影響はないだろうと我々は踏んでいますので、談合するかどうかというのは、また別の問題ではないかと思っております、それは顔を合わせようが、合わせまいが起こるかもしれないものですので、恐らく入札説明会をしたからということで、談合がふえるということは考えにくいと思っておりますので、御検討だけでもお願いできればと思います。

このほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので「関東地方整備局（本局）の施設管理業務」の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 確認事項はございません。

御指摘いただきました内容につきまして、内容の調整を図らせていただきまして、委員の皆様にご了承をいただいた後、本委員会にかけさせていただきます。

○稲生主査 お願いいたします。

それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

国土交通省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き検討をいただきますようよろしくお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

○神谷課長 どうもありがとうございました。

○大工保課長補佐 どうもありがとうございました。

（国土交通省退室、財務省入室）

○稲生主査 続きまして、財務省の「さいたま新都心合同庁舎1号館の管理・運営業務」の実施要項（案）につきまして、審議を行います。

本日は、財務省関東財務局総務部の岩田合同庁舎管理官に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等につきまして、御説明をお願いしたいと存じます。

説明は、15分程度でお願いいたします。

○岩田合同庁舎管理官 関東財務局総務部合同庁舎管理官の岩田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料C-2の入札実施要項（案）に沿いまして、さいたま新都心合同庁舎1号館の管理・運営業務に係る民間競争入札の実施要項につきまして、説明させていただきます。

今回、本業務を実施する財務局が管理する庁舎は、2ページのIの1の（1）対象施設概要のとおりでございまして、関東財務局（本局）ほか、全9官署が入居いたします地上31階、地下2階建て、延べ面積約12万4,000平方メートルの施設でございます。

次に、本件対象となっております業務につきましては、3ページのIの1の（2）業務の対象と実施内容に記載しているとおり、①電気機械設備等運転・保守管理業務といたしまして、（イ）電気・機械・監視制御設備運転・監視及び日常点検保守業務から4ページの（ナ）受変電設備点検業務までの20業種、同じページの②清掃業務から⑤廃棄物の業務まで4業種、合計24業種となっております。

これらの業務につきましては、従来の実施においては、10業務に分かれていたもので、それぞれの業務を単独で業務期間1年間といたしまして、毎年度一般競争入札により民間委託しておりました。

本件におきましては、既に民間委託が行われていたものの、それぞれ個別に発注していたことから、10業務につきまして、公共サービス改革基本方針にのっとりまして、業務を包括化し、かつ、複数年化することで、質の維持及び経費の削減を図ろうとするものでございます。

なお、従来業務につきましては、後ほど別紙8の事項といたしまして説明させていただきます。

個々の業務内容につきましては、国土交通省大臣官房営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書」及びこちらの25ページ以降に添付してございます別紙1～別紙5に記載の仕様書のとおりでございます。

また、本業務の実施に当たりまして、5ページのIの2に、包括的に各業務を管理するために管理・運営業務全般に係る業務を設けてございます。

次に、達成すべき質の設定といたしまして、6ページのIの「3. サービスの質の設定」に記載のとおり、（1）管理・運営業務に関する包括的な質から7ページの（3）質の確保まで、こちら3項目を定めております。

7ページのIの3の（3）質の確保におきましては、包括的な質の確保、コストの削減、共通仕様書・その他質の確保に関する具体的な提案をしていただくこととしておりまして、これらの提案につきましては、入札時に企画書の形で提出していただくことを想定しております。

また、委託費の支払いについては、7ページのIの「4. 委託費の支払方法」に記載のとおり、検査、監督の結果、要求する水準を満たしていない場合は、再度業務を行わせる

ことといたしまして、業務改善計画書を提出させて、遂行後の検査ができない限り、委託費の支払いは行わないものとしております。

なお、業務の改善につきましては、8ページのⅠの「5. 業務改善策の提出」にも記載をしてございます。

委託費の支払方法について補足させていただきますけれども、8ページの上段に廃棄物の業務における支払いの請求書について記載をしてございます。廃棄物の処理業務における支払い請求書をそれ以外の業務とで分割する場合がある旨を明記したのですが、これは後ほど説明させていただきますが、廃棄物の処理業務につきましては、単価契約としております。実際の支払額につきましては、廃棄物の処理量によって増減するため、あらかじめ支払額を確定できないということになってございますので、予算手当の関係上、請求書を分けて作成していただくことがあり得ることをあらかじめお示ししたものでございます。

次に、費用負担等についてでございます。

8ページのⅠの「6. 費用負担等に関するその他留意事項」に記載しておりますが、内容につきましては、一般的な施設管理業務における標準的な内容という形になってございます。

次に、本業務の実施期間でございます。

9ページの「Ⅱ. 実施期間に関する事項」におきまして記載してございます。こちらにつきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日まで、3年間としております。

次に、入札参加資格でございます。

同じく9ページの「Ⅲ. 入札参加資格に関する事項」に記載してございます。入札参加資格につきましては、全省庁統一参加資格のA等級を指定してございます。

10ページの(13)に記載してございますけれども、入札参加グループで応札するグループの企業につきましては、3ページから4ページに記載してございます対象業務の①～③を担当する業者におきましては全省庁統一参加資格のA等級で、同じく4ページのⅠの1の(2)に記載されております④と⑤の業務を担当する業者につきましては、全省庁統一参加資格のC等級以上に格付けされていることを要件としてございます。これは昨年まで調達実績によります財務省の規定に基づきまして、予定価格に対応する等級に基づいて決定しているところでございます。

次に、本業務の入札スケジュールについてでございます。

10ページをごらんください。「Ⅳ. 入札に参加する者の募集に関する事項」に記載をしております、ことし12月上旬に官報公告を行いまして、入札説明会、現場説明会を実施した後に開札、落札者の決定を来年2月中旬に行うことを予定してございます。

なお、本件につきましては、WTOの政府調達協定と呼ばれる国際条約の対象となる業務になりますので、こちらに該当しますと、パブリックコメント、入札公告の期間が通常よりも長い日程を確保する必要があるという形になってございます。このWTO上の必要日数を考

慮した上で記載させていただいたスケジュールという形になってございます。

入札実施手続きにつきましては、提出書類といたしまして、入札書、入札参加資格を証明するための資料及び企画書を提出していただくことになってございます。入札書につきましては、11ページのⅣの2の(1)の③の「また」以降に記載しておりますけれども、先ほど御説明した廃棄物の処理業務については、単価契約である旨をここに記載しております。

企画書につきましては、12ページから13ページの「Ⅴ. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」で示す本業務の実施体制、管理業務に対する提案内容の審査を行うために、11ページのⅣの2の(2)になりますけれども、企画書の内容に記載いたします書類を提出していただくことをお願いしてございます。

提出していただく提案につきましては、12ページのⅣの2の(2)の⑤のアにおきまして、本業務の全般を対象として仕様書に定める業務を仕様書に基づいて行う上で、本業務の包括的な質、確実性とか、安全性とか、環境への配慮ということになりますけれども、こちらの確保について求めております。

また、イにおいてはコスト削減に関して、ウにおいては共通仕様書・その他質の確保に関して提案を行う場合について、提案の方法を定めさせていただいております。これらの提案につきましては、従来の実施方法として示している仕様書に求められている水準、またはその業務の目的を達成することができるのであれば、民間事業者の知見等を活用した実施方法の改善または工夫等を御提案いただきまして、それが妥当なもの認められるのであれば、質の維持及びコストの削減につながることを目的として求めているものでございます。

提出していただきました書類につきましては、財務局で審査を行いまして、9ページに記載がございす「Ⅲ. 入札参加資格に関する事項」と13ページのⅤの「1. 入札参加資格の確認にあたっての質の審査項目の設定」に記載がございす内容を満たす事業者であると認められた場合に入札書を御提出いただくという形になります。

提出いただきました入札書につきましては、13ページのⅤの2の(1)落札者の決定方法に記載のあるとおり、本件は最低価格落札方式にて落札業者を決定させていただくという形になります。

14ページの「Ⅵ. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項」につきましては、従来の実施状況につきましては、327ページの別紙8以降に記載をしてございます。一応、こういう形で従来の実施方法につきましては記載をさせていただいているところでございます。

14ページにお戻りいただきまして「Ⅶ. 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項」につきましては、機械室と本業務に必要な施設等として記載をいたしました。それらの設備の使用制限について、あわせて規定をしてございます。

その他、15ページの「Ⅷ. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するにあたり、国等の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象行政サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項」と22ページの「Ⅸ. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するにあたり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家等賠償法の規定により国等の行政機関が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項」、同じく22ページの「Ⅹ. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項」及び23ページの「Ⅺ. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項」につきましては、幾つかのほかの事項におけます実施要項を参考にして、同様に記載をさせていただいております。

簡単ではございますけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

○稲生主査 御説明ありがとうございます。

では、今、御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

今回は、いわゆる総合評価落札方式ではなくて、価格を優先してお決めになるということで、企画書については点数配分しないで、最終的には○か×か、合格か不合格かということで判断されるということでございます。

細かいところなのですが、通し番号の13ページです。先ほど御説明いただいたところで、いろいろ評価項目が書いてございます。今、私が申し上げたように、記載があるかどうかではなくて、中身がちゃんと伴ったものであって初めて○がつけられるという御判断をされると思いますので、ざっと見た感じなのですが、(3)の①と②ですが、本業務の包括的な質の確保に関する提案がなされているかということで、多少で結構なのですが、これは「資する」とかそういった文言を加えていただくといいのではないかと。そうすると実質的な判断がおできになると思いますし、逆に、業者の方もしっかり書かなければいけないなと思うと思いますので、ここだけは修正なされた方がいいかと思います。

ほかのところは、いろいろ形容詞等で評価されるのだなということがわかると思いますので、よろしいかと思っています。

○岩田合同庁舎管理官 ありがとうございます。

○稲生主査 細かいところで恐縮です。

それ以外に、何か皆さんいかがでしょうか。

お願いします。

○古笛専門委員 入札参加資格のところなのですが、やはり電気・機械設備等については、10万平米以上の建物の年間業務経験の有無というところが問われていまして、今回の対象となっている建物は12万3,000ということですか。

○岩田合同庁舎管理官 そうです。

○古笛専門委員 ですから、もうちょっと緩くてもいいのかなという感じがしないでもないのですけれども、そこのところは御検討いただけたらという程度です。

○岩田合同庁舎管理官 わかりました。

○稲生主査 そのほか、いかがでございますか。

石村専門委員 327ページに委託費の内容の内訳が書いてあるのですが、これはほとんど経費が右肩上がりに上がってきている要因というのは何でしょうか。

○石井合同庁舎管理係長 経費が年々上がっている部分というのは、この建物が築10年近くを迎えまして、10年を超えると必要となる点検項目が増えたり、オーバーフォールのような修理が必要になる項目が増えてまいりますので、それは仕様書の中に入れた年度がございます。その場合は、仕様上、同じ業務ではあるのですが、金額が相対的に高くなるという部分がございます。

○石村専門委員 そういのがわかるような形に書いていただければ助かると思うのです。

○小松専門委員 備考のところは少しだけあります。

○石井合同庁舎管理係長 そうですね。備考欄に記載しているのが、年度間で違う4項目ということになります。字が小さくて申しわけありません。

○石村専門委員 注3とか、そういう項目ですか。

○石井合同庁舎管理係長 はい。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○稲生主査 それでよろしいですか。

○石村専門委員 はい。

○稲生主査 わかりました。

このほか、いかがでございますか。

小松先生、何かございますか。

○小松専門委員 特にないです。

○稲生主査 ほかの先生方、よろしいですか。

それでは、時間となりましたので、さいたま新都心合同庁舎1号館の管理・運營業務」の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきたいと思えます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思えます。

財務省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いをいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、

各委員にその結果を送付していただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(財務省退室、中小企業基盤整備機構入室)

○稲生主査 続きます、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「中小企業大学校における企業向け経営管理者研修等及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務」の実施状況及び事業の評価（案）についての審議を行います。

本事業につきましては、平成25年4月から平成26年3月までの1年の契約期間で、民間競争入札により事業を実施しているところでございますが、まずは事業の実施状況等につきまして、独立行政法人中小企業基盤整備機構経営基盤支援部の岩木部長、大森審議役より御説明をお願いしたいと思います。

説明は5分程度でよろしくお願いたします。

○岩木部長 中小企業の岩木でございます。よろしくお願いたします。

この業務につきましては、中小企業大学校は全国で9校ございますけれども、この春、4月から1事業年度ということで、民間競争入札により民間委託をしているということでもあります。

業務の評価（案）ということで御審議いただくわけでございますけれども、4月からこの6月までの状況ということで御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○大森審議役 私は、中小機構の大森と申します。私から説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

早速ですが、資料4に基づきまして、御説明をさせていただきます。

1 ページ「1. 委託業務内容」でございます。

先ほど説明があったように、中小企業大学校で実施している研修のうち、中小企業向けの研修、経営管理者研修、工場管理者研修、後継者研修、通常、私どもで長期研修と呼んでいるものでございます。それが1つと、商工会、商工会議所の経営指導員などの中小企業支援担当者向けの研修という2種類ございまして、この研修でも、研修全部ではなくて、研修を企画、募集、運営と分けますと、そのうちの企画、募集を除いたもの、すなわち研修の運営について、全国9校で委託するというものでございます。

次に「2. 事業実施経緯」でございます。

中小企業大学校は、別途、先行して民間競争入札で委託をしているものがございます。中小企業者向けの研修で、通称、私どもで短期研修と呼んでいるのですが、この研修と施設の運営業務を先行してやっております。これにつきましては、6月4日の小委員会では実施状況を報告させていただいたところでございます。

先に民間委託している業務の実施状況等を踏まえまして、委託範囲を拡大するため、追加で民間競争入札を実施することになりました。

期間につきましては、中小機構の第二期中期計画の終わりを合わせるために、平成25年

度の単年度という形になってございます。

実施期間は、今、言ったように1年間ということでございます。

次に「4. 受託した民間事業者」でございます。

これは先ほど来、言っているように、先行して実施している民間委託の事業者が共同事業体で受託しておるのですが、その共同事業体、又は共同事業体の研修業務を担当している民間事業者が受託しているということでございます。

2ページに行きまして「Ⅱ 確保すべき質の達成状況及び評価」でございます。

私ども機構としては、指標を4つ設定しております。

受講者の満足度、講師の満足度、作業遅延の件数、研修の中断回数という形で設定をさせていただいております。

これから述べます実施状況につきましては、4月から6月の3か月分でございます。

(1) 受講者の満足度につきましては、基本的には各校で要求水準を達成しておるのですが、三条校では達成率が98%ということで、若干届いていないという状況がございます。これは後ほど評価のところでも述べますが、既に対策はとらせていただいているという状況でございます。

3ページに行きまして、(2) 講師の満足度につきましては、目標値が90%ですけれども、全て達成しているという状況でございます。

(3) 作業遅延、(4) 研修の中断件数、これら2つの指標につきましては、全ての大学校で0件ということで、目標は達成されてございます。

5ページに行きまして「2. 研修回数の実績」です。

ここで大変申し訳ないのですが、お出しした資料に記入間違いがございまして、この場で訂正をさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんが、訂正をさせていただきたいと思っております。

表の中の下から2番目の「直方校」ですが、実績が中小企業者向けで0回、支援担当者で1回となっておりますが、入り繰りがございまして、中小企業者向けで1回、年間予定回数は2回で変わりませんので、進捗率がゼロとなっているのは50.0%。その下、支援担当者向けの実績の1がゼロの誤りです。年間回数5回はそのまま、進捗率が0%となります。

これに伴いまして、合計の数値も変わりまして、中小企業者向けが6回と書いてあるものが7回になります。年間回数は20回そのまま、進捗率が35.0%。同じく合計の支援担当者向けは、実績が14回となっておりますが、13回の誤りです。年間回数は93回そのまま、進捗率が14.0%。

大変申しわけございません。以上の修正をしていただければと思っております。

年間の回数は変わらないので、そこに数字はないのですが、全体では17.7%の進捗率ということになっております。

なお、年間の研修開催時期は全て決まっております、それを粛々と進めているという

こととございますので、最終的には100%全て研修を実施するという形で進んでおります。

6 ページ、これらの実施結果に対する評価でございます。

要求水準指標につきましては、三条校の受講者の満足度を除いて、全ての大学校で要求水準を達成しております。

三条校において受講者の満足度が未達成となった要因を分析したところ、オリエンテーション等で事務連絡が丁寧過ぎることで必要以上の時間を費やしたということが理由として挙げられております。このため、現在は連絡事項について機構と事前の打合せを行い、必要事項を簡潔に短時間で対応する適切な内容となるよう調整をすることとしております。

次に、民間事業者からの提案による業務実施状況でございます。

研修運営に当たりまして、準備も研修期間中の業務も機構担当者と密に連絡をして、円滑に業務が行われていると判断しております。

また、6 ページの下の方に書いてございますように、オリエンテーションのリハーサルの提案がなされ、実行されたなどの民間事業者による創意工夫も見られるところでございます。

7 ページ「IV 研修業務の運営に要した経費」でございます。

過去、増減率のばらつきは見られますけれども、全体といたしましては、15%の削減効果が見られるという状況でございます。

最後に「V 全体的な評価」でございます。

要求水準値は、4 指標において、三条校を除く 8 校で全て達成しております。三条校では、受講者の満足度が未達成となっているものの、既に対策は講じております。

モニタリングの結果では、研修や中小企業支援の経験者が配置されていることもありまして、きめ細やかで丁寧な対応や積極的な取組がなされております。また、業務改善に向けた創意工夫も見られるところでございます。

一方、関係者等の意見は概ね好意的なものの、業務に不慣れなことや、研修内容について理解が不足していることなどから生じたものと苦言もあります。ただし、今後の民間事業者の努力や機構からの助言等で改善できると判断しております。

以上のことから、本事業につきましては、9 校とも概ね円滑に実施していると評価できると考えております。

なお、次回の民間競争入札においては、別途先行して実施している、通称、短期研修と呼んでいる企業向け研修、それから、施設の運營業務と一括して調達することによりまして、委託業務内容の効率化が可能になることから、応札者の増加が期待できるものと考えております。

中小機構からの御報告は以上でございます。ありがとうございました。

○稲生主査 御報告ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）につきまして、内閣府より説明をお願いします。

説明は 5 分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、内閣府の評価（案）について御説明を申し上げます。

資料をご覧いただきたいと思えます。

1 ページの「1 実施の経緯及び事業の概要」に関しましては、先ほど機構から御説明があったとおりでございます。

2 ページの「2 受託事業者決定の経緯」でございます。

入札説明会には、各大学校において複数の参加者がおりましたが、入札参加者は瀬戸校で3者、東京校、関西校、広島校で2者、その他の大学校は1者でございました。各学校において開札を行い、総合評価により受託事業者を決定したものでございます。

ただし、仙台校においては、3回の入札を終えても落札者を決定するに至りませんでした。そこで、随意契約により、現受託事業者と契約を締結したものでございます。

3 ページ、4 ページをご覧いただきたいと思えます。

今回、実施に当たり、確保されるべきサービスの質として、①受講者の満足度、②講師の満足度、③作業遅延の件数、④研修の中断件数、4件の要求水準を設定しましたが、①受講者満足度は、三条校を除き全て達成しております。三条校につきましては、既に原因を民間事業者と機構とで共有し、改善が図られているものでございます。

5 ページの「(3) 民間事業者からの改善提案による実施事項」でございます。

それぞれの大学校において、オリエンテーションのリハーサルの実施及び研修運営の進捗チェックリストの独自作成、研修期間中に受講者からの意見やセルフモニタリングの結果等による研修内容の改善提案、これらが民間事業者からなされております。

実施経費につきましては、全大学校1年間で約2,347万円、率にして15.0%の削減が図られるところでございます。

「3 評価のまとめ」でございます。

大学校において、研修の運営に当たり、研修開始前、研修期間中、それぞれ民間事業者と機構が連携を密にして業務が行われております。その結果、要求水準について概ね達成していると評価しているところでございます。

実施経費も削減されており、サービスの質の維持向上と経費削減の双方の実現が概ね達成しているものと評価しております。

最後に「4 今後の事業」でございます。

本事業は概ね良好な実施状況であることから、次期事業においても引き続き民間競争入札を実施することが適切であるとしております。

ただし、事業規模の拡大や業務内容の効率化を図るために、先行して民間競争入札を実施している「中小企業大学校における企業向け研修に係る業務及び施設の運営等業務」と一括して調達することが必要であること。また、競争性の確保、一者応札の改善のために複数年度による事業実施及び民間事業者が人材の確保や配置をするための十分な期間の設定など、入札参加者拡大に向けた取組を行う必要があることとしております。

結びに、機構におかれましては、全国の大学校の実施状況を俯瞰的に把握し、各々の大

学校で実施された民間事業者による改善提案等を他の大学校に波及させるなど水平的展開を行うことにより、更に大学校全体の研修の質の向上につなげていくことが肝要であると考えているところでございます。

以上で内閣府の評価の説明を終わらせていただきます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）につきまして、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

全般的には順調なのかと思っております。

入札に関しては、一部の地域で競争性が発揮させずに、残念ながら一者応札という形にはなっているのですけれども、そうはいつでも、後でまた御指摘があるかもしれませんが、総額で見れば、概して言えば経費も削減されているところもありまして、その中で成果としては、三条校の一部未達成がありますけれども、基本的には満足度も大変高く、なかなかうまくいっている事業ではないかと私自身としては考えてございます。

細かいのですけれども、機構の資料の7ページに「V 全体的な評価」がありまして、最後から3行目のところから「一方」というところがございます。関係者の意見には好意的な意見が多いのだけれども、一部の大学校で苦言もありますということでありまして、これはニュアンス的にどんな感じなのか。つまり、苦言というところがすごく厳しい、民間事業者はもっとしっかりやってくれというニュアンスのような意見であるのか、あるいはまだ始まったばかりの時期でもあるので、そのうち何とかなるなという意見なのか、そこら辺、もう少し細かくお聞きできればと思うのですが、いかがでしょうか。

○大森審議役 それでは、お答えします。

ひとつ、業務が不慣れであるというのは、先ほども説明しましたけれども、三条校で最初の説明が長過ぎたという点が挙げられるかということで、根本的な問題ではなくて、それは十分改善できることだと考えております。

それから、研修内容の理解不足ということであれば、講師から当初、講師の期待するものが準備されていなかったということがありますので、その辺は研修内容をどの時期にどんな準備をしなければいけないのかということもわかるようになれば、こういったものが減ってくると考えておりますので、十分改善できる苦言であると考えております。

○稲生主査 わかりました。

これらの点については、もともと立ち上がりはこの事業の場合、入札を使うと出てくるものが多々あるものですから、多めといたらあれですが、少し長い目で見てあげると、これから民間事業者もより応札しやすいのではないかとということではあるかと思えます。もちろんサービスの水準を落としてはいけませんので、ですから、事前の研修的なものを充実させるとか、あるいは説明を充実してあげるという形で、スムーズの事業者の方が研修業務を展開できるような御工夫ですね。もちろん民間事業者の責任ではあるかもしれま

せんけれども、機構も御配慮いただければ、よりスタートダッシュできるのではないかと感じております。

これ以外に、経費の面はいかがでしょう。

○石村専門委員 お聞きしたいのは、7ページ目の運営に要した経費で、この上限率のところ、瀬戸校は40%という形でかなり減っているのですけれども、逆に一番予算の大きい東京校が0.3%ということで、この差は一体どういう原因で生じているのでしょうか。

○大森審議役 この経費のほとんどは、人件費でございます。従来経費というのは、当然、我々プロパー職員がやったときの人件費で、今回は民間事業者がやる場合の人件費とお考えいただければいいと思うのですけれども、民間事業者は、多分人件費が我々よりは低いのであろうということと、更に民間事業者がプロパー職員を使うのではなくて、もう少し単価の安い方を使われる工夫をしていたのではないかとということが1つ。

それから、先ほども申しましたように、今回受託した民間事業者は、これより先行している研修事業を受託して、経験があるので、業務をこうやって改善すればいいということもある程度頭にあったのかなということで、全体としては減っているということがあろうかと思えます。

東京校ですけれども、今回の落札は総合評価ということで、企画内容と価格の面を点数化して、その総合的に合計で高い方に落札しているということがございまして、実は東京校は、落札できなかった民間事業者はもう少し低い金額で入れているということがございます。ただ、総合評価にした場合に、企画内容の点数が効いて落札された。金額は高かったのだけれども、落札されたということがございます。

○石村専門委員 つまり、金額が安ければいいのだというわけではなくて、実際、サービス内容の質の考慮を入れた結果、安い金額の民間事業者よりも、より企画の内容とかサービス内容が高い民間事業者になったから、東京校の方は削減率が少し低かったということですか。

○大森審議役 そのように考えております。

企画内容の評価につきましては、内部と外部の委員に点数をつけていただいております。企画で何名、価格の方は予定価格に対してどれぐらいの率かということで点数をつけて、その合計の高い方という形で落札を行っていますので、こういった形になっているのかと考えております。

○石村専門委員 個人的には、それでいいかと思っています。

というのは、教育サービスなので、安ければいいというものではなくて、当然、受講者に満足していただかなければ余り意味がないものという話になるので、ただ、金額が余りにも大きいという部分では、検討の余地もあるのかなとも思いますので、その辺のことは検討していただければとは思っています。

特に東京校の予算規模が一番大きいところで、削減率が一番小さいというのは、少し検討の余地があるのではないかともしましたのでというところですよ。

○大森審議役 わかりました。

もう少し細かい分析をして、何らかの対策がとれるかどうかを検討したいと思います。

○石村専門委員 よろしく申し上げます。

あと、今、お話があったように、そもそも大学校の施設を使っているということで、施設費と人件費と削減効果は恐らく人件費なのだろうと大体予想はつくのですが、物件費と人件費の内訳をできれば示していただければと思ったのです。

○大森審議役 今回の業務というか、先行している業務は、研修と施設の維持管理を1つの契約として市場化テストにかけています。

今回のものは、研修の運営部分だけでございますので、委託費の内容はほとんど人件費で、一般管理費的な物件費というものはあるのですが、ほぼ100%人件費とさせていただいた方が正しいと思います。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○稲生主査 この他いかがでございましょうか。ございますか。

どうぞ。

○古笛専門委員 良好なスタートを切られているので、これでいいのですが、平成26年度から今度は運営の部分も一括して3年間ということで変わるみたいなので、ヒアリングとかをされているかと思うのですが、やはりそうなった場合には一者応札ではなくて、複数期待できそうな状況なのではないでしょうか。

○大森審議役 業務量も増えますし、複数年度ということがございますので、我々としては増えると思っていますし、増える努力をしないといけないと考えております。

○稲生主査 それでは「中小企業大学校における企業向け経営管理者研修等及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務」の事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から管理委員会に御報告いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。